

特別支援教育の充実に向けた方針

【概要版】

令和6（2024）年8月
栃木県教育委員会

I 基本的な考え方

平成19（2007）年の「特殊教育」から「特別支援教育」への移行、平成26（2014）年の「障害者の権利に関する条約」の批准等を経て、令和6（2024）年4月には、「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障害児者を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

このような中、共生社会の実現に向けた次の3つの視点に基づき、障害のある幼児児童生徒が主体的に学び、自信を育みながら周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、きめ細かな指導・支援の充実や、家庭、教育及び福祉等の連携強化を図るため、以下の取組を推進します。

【 共生社会の実現に向けた視点 】

障害のある子どもが
周囲の人々と
支え合える
指導・支援の充実

障害の有無に
かかわらず
可能な限り共に学ぶ
仕組みづくり

地域の中で
互いに認め合える
相互理解の促進

【 取組 】

1 幼児児童生徒の指導・支援

(1) 特別支援学校の教育環境

幼児児童生徒の主体的な学びを促す、安全・安心な教育環境を整備します。

(2) きめ細かな指導・支援

障害の重度・重複化、多様化等を踏まえ、一人ひとりの自立を支える、きめ細かな指導・支援の充実を図ります。

2 家庭、教育及び福祉等の連携

(1) 教育と福祉の連携

教育と福祉が互いの役割を果たし、幼児児童生徒への一貫した支援の充実を図るための連携を強化します。

(2) 保護者支援

保護者が相談しやすい校内相談体制の充実や、家庭教育や障害福祉サービス等に係る情報提供の強化を図ります。

(3) 教育と地域の連携

地域住民との交流や相互理解の促進、卒業後の学びにつなぐ連携の強化を図ります。

○ 特別支援学校（知的障害）の寄宿舎

本県の特別支援学校（知的障害）の寄宿舎については、県内に知的障害特別支援学校の設置が進んだことや交通網の発達等により通学保障としての役割を概ね終えており、施設の老朽化が進む中、共生社会の実現に向けた将来的な展望や、喫緊の課題への特別支援学校全体の教育の充実に向けた対応を総合的に勘案し、令和6年度末をもって閉舎することとします。

II 具体的な取組

1 幼児児童生徒の指導・支援	(1) 特別支援学校の教育環境	①教室等	<ul style="list-style-type: none"> ・富屋特支校の狭あい化解消のため、岡本特支校（病弱）に新校舎を整備（岡本特支校に知的障害教育部門を併設する） ・特支校全体の狭あい化の解消、センター的機能の強化（小・中・高等学校の空き教室や県全体の学校の配置状況等を踏まえ、分教室等の設置を検討） ・校舎のバリアフリー化の推進（段差の解消、トイレの改修等）
		②食堂・厨房	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化、狭あい化の状況を踏まえ、計画的な建替・改修（安全・安心な環境における食事指導を充実、栃木特支校と那須特支校は、早急に対応）
		③生活訓練施設	<ul style="list-style-type: none"> ・多機能化（卒業後のグループホーム等での生活を想定し、個室等を整備） ・バリアフリー化（肢体不自由児も利用しやすい浴室、トイレ等の改修） ・授業や校内宿泊学習等における活用を推進
		④通学保障	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの運用改善等（研究機関と連携し、乗車人数・時間の改善を目指した効果的・効率的な運行方法の検討） ・寄宿舎（知的障害）の遠距離生へスクールバスを配車（栃木特支校1台、那須特支校2台）
	(2) きめ細かな指導・支援	①教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・特支校でカリキュラム・マネジメントの取組を推進（有識者の知見等を活用し、一人ひとりの障害の状態等に応じた指導・支援を充実） ・効果的な支援を保護者と共有する組織的な取組の実施（家庭での様子を踏まえた個に応じた指導の充実、動画等を活用した効果的な支援の共有等）
		②医療的ケア児への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学校看護師の配置を拡充（コーディネーター、チーフの配置） ・医療的ケアの実施体制を強化（医療機関等との連携による研修、校外学習への学校看護師の同行や小・中学校等への支援の充実等）
		③交流及び共同学習	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的、計画的な実施の仕組みを構築し、特支校と小・中学校等との継続的な交流を推進（クラブ活動など、興味・関心に応じた活動への継続的な参加等） ・小・中学校等の教員への理解促進（市町教育委員会と連携した研修の充実等）
		④生活に関する指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舎指導員を特支校（知的障害）へ配置（寄宿舎指導員が教員と共に授業や宿泊学習等の指導・支援を実施） ・障害の状態等や指導目標に応じた宿泊学習の実施（生活訓練施設を活用し、小集団での宿泊、個室での宿泊、夕方までの日帰り学習等） ・長期休業中の宿泊学習の実施（寄宿舎指導の知見を活用し、生徒の自主的な集団活動により、自立心等を育成）

2 家庭、 教育及び 福祉等の 連携	(1) 教育と 福祉の 連携	①教育と福祉の支援情報の共有	・学校と障害福祉サービス事業所等で「個別の教育支援計画」等を共有（共有を推進する資料を作成・活用し、学校や放課後等デイサービスなどで、必要な支援を受けながら安心して生活ができる体制を充実）
		②教育と福祉の担当者間の関係構築	・市町の保健福祉部局が主催する会議（自立支援協議会等）への教員の参画（保護者の相談に応じて、速やかに福祉へつなぐため、顔の見える関係を構築）
		③教育と福祉の担当者の相互研修	・教員を障害福祉サービス事業所等に派遣（3か月間）する研修を実施（教員の福祉制度の理解促進や卒業後に向けた在学中の指導の充実を図る研修。成果を全特支校で活用） ・障害福祉サービス事業所等職員の特支校主催の研修会などへの参加を促進（学校の教育活動に関する理解啓発）
		④福祉サービスの向上に向けた連携	・福祉サービスの向上に向けた市町等との連携を強化（放課後等デイサービスや短期入所等の保護者ニーズを把握し、市町と情報を共有）
(2) 保護者 支援	①学校における相談支援体制	・保護者の座談会や相談会等の充実（保護者同士の交流が深まる「親学習プログラム」等の活用） ・校内の相談担当教員の明示（進路、保健、子どもとの関わり等） ・専門家等を活用した相談支援の充実（スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターの活用、県総合教育センター来所相談の情報提供等）	
		②教育や福祉等に関する情報提供	・SNSやホームページ等を活用した情報発信の強化（家庭教育の手がかりとなる学校の取組、進路先となる障害福祉サービス事業所の情報等の積極的な発信）
(3) 教育と 地域の 連携	①特別支援学校におけるコミュニティ・スクール	・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）※の取組を推進（地域住民との交流や相互理解の促進） ※保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置した学校のこと。学校が地域と一体となって子どもを育む「地域とともにある学校」づくりを進めるために有効な仕組み	
		②卒業後の学習機会	・関係機関（市町、大学等）と連携し、在学中から卒業後の学びの場への体験的な参加を推進（スポーツや文化芸術活動、生活に役立つ知識・技能を学ぶ教室等）